

意見書

平成16年12月24日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

ゆうびんばんごう  
郵便番号 103-0015

とうきょうとちゅうおうく にほんばしはこざきちょう  
東京都中央区日本橋箱崎町 24-1

そふとばんくびーびーかぶしきがいしゃ  
ソフトバンクBB株式会社

だいひょう とりしまりやく しゃちょう そん  
代表取締役社長 孫

まさよし  
正義

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成16年11月26日付け情審通第111号の3で公告された省令案に関し、別紙の通り意見を提出します。

## 接続料規則の一部を改正する省令案に対する意見

### １．省令改正案について

#### 附則

6 事業者は、第四条の表二の項（加入者交換機能に限る。）の機能の接続料を変更する場合には、その原価は別表第1の1に掲げる第一種指定加入者交換機に係る設備のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価を控除して算定するものとする。

7 前項の規定にかかわらず、事業者は、平成二十一年三月三十一日までの間、その提供する電気通信役務に関する料金に及ぼす影響を緩和するため、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の一部を加入者交換機能の接続料の原価に加算することができる。

8 前項の加算は、次の要件を確保するものでなければならない。

- 一 平成十七年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五分の四を超えない額を加算するものであること
- 二 平成十八年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五分の三を超えない額を加算するものであること
- 三 平成十九年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五分の二を超えない額を加算するものであること
- 四 平成二十年四月一日以降に開始する事業年度にあつては、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の五分の一を超えない額を加算するものであること

- ・ 省令改正案において、NTSコストを5年で段階的に接続料原価から控除することとしたのは、本年10月の情報通信審議会答申の内容に沿ったものと認識しております。
- ・ しかしながら、そもそもNTSコストは接続事業者にとって本来支払う必要のないものであり、段階的に除外した場合、接続事業者は支払う必要のない料金の支払いを数年間継続させられることとなります。

- また、本年10月の情報通信審議会答申には、NTSコストの段階的控除に関し、「設定される接続料と通話料との関係については、効率的な事業者が市場から排除されるような、いわゆるプライススキーズが起きないように、固定電話サービスにおける公正な競争環境を確保する必要がある」(P.28)とあります。この点に関し、来年1月のNTT東西殿の料金改定後の通話料と、情報通信審議会答申に示された予測接続料との関係を比較すると、特に県内市外通話においては通話料収入に対する接続料の比率が96%にも達し、接続料に小売コストを加えた場合、プライススキーズとなるおそれがあります。

接続料とNTT東西殿新通話料との比較シミュレーション

項目	市内	県内市外	合計	
接続料単価(GC)(円/3分)	6.0	6.0	6.0	トラヒックが15%減少した場合のH19接続料
接続料単価(GC-ZC)(円/3分)	-	0.6	0.6	H15接続料と同水準と仮定
接続料単価(ZC)(円/3分)	-	0.4	0.4	H15接続料と同水準と仮定
課金秒数(秒)	180	180	180	
平均保留時間(秒)	182	159	178	NTT東日本殿H15実績
平均登算回数	1.59	1.48	1.57	指数分布にて算定
課金単金(円)	8.5	8.5	8.5	NTT東西殿県内市外通話新料金
1コールあたり収入(円)	13.5	<b>12.6</b>	13.4	
接続料(円)	8.0	<b>12.0</b>	8.64	
収入に占める接続料の割合	59%	<b>96%</b>	65%	

**通話料 < 接続料 + 小売コストであれば、  
プライススキーズとなる！**

上記数値には、NTT東西殿の加入者交換機での折返しの比率を考慮済み

- 本年10月の情報通信審議会答申には、「NTSコストを5年間で段階的に接続料原価から除き、これを基本料の費用に付替えることが適当」(P.28)とあるものの、毎年の控除額については、省令改正案のように均等に控除する必要はないものと考えます。したがって、接続料が通話料の値上げに繋がる水準となるおそれがある場合、もしくは接続料がNTT東西殿の通話料と比較してプライススキーズを起こす水準となるおそれがある場合には、当該年度のNTSコストの控除額を5分の1以上とすることを省令で担保すべきと考えます。またあわせて、今後本省令に基づいてNTT東西殿が接続約款を認可申請した際には、通話料と接続料+小売コストとの関係について、厳格に検証を行うべきと考えます。

附則

9 事業者は、法第三十三条第五項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能（新規則第四条の表一の項（基地局設備用端末回線伝送機能に限る。）二の項（加入者交換機能のうち同表備考二のイからニまでの機能、信号制御交換機能及び優先接続機能を除く。）四の項、五の項、六の項（光信号中継伝送機能を除く。）及び八の項に限る。）に係る通信量等については、平成二十年三月三十一日までの間、新規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前年度の下半期と当該変更が適用される年度の上半期の通信量等の合算値を用いることができる。

10 事業者は、前項の合算値を用いる場合において、新規則第十九条の規定により記録された通信量等が存在しない場合には、これに代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いるものとする。

- ・ 接続料算定にあたっては、前年度下半期 + 当該年度上半期のトラフィックを予測により用いることとなっておりますが、分子（コスト）に関する入力値についても、可能な限り全てのデータを同時期のデータに入れ替え、分母（トラフィック）に関する入力値と分子（コスト）に関する入力値、あるいは分子（コスト）に関する入力値同士で時期の整合性を図るべきと考えます。

$$\text{接続料単価} = \frac{\text{総コスト}}{\text{総トラフィック}}$$

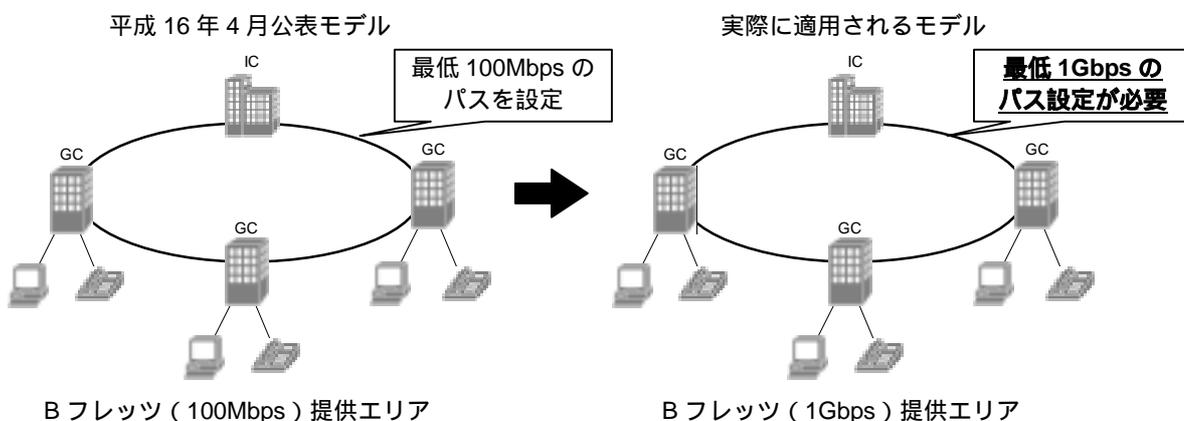
入力値

入力値  
前年度下半期 +  
当年度上半期の  
データ

可能な限り全てのデータについて、同時期のデータを用いるべき

- ・ 例えば、今回のLRICモデルには、データ系サービスとの設備共用ロジックが追加されております。見直しLRICモデルは本年4月に公表されましたが、その後、新たなデータ系サービスがNTT東西殿よりリリースされており、こうしたサービスについても入力値に反映すべきと考えます。具体的には、LRICモデル上、Bフレッツ提供エリアにおいては、GC - IC間の最小限必要な伝送容量に関する入力値(最小必要パス)として100Mbpsが設定されております(「長期増分費用モデル研究会報告書」平成16年4月、P.21)。NTT東西殿は、本年11月末より1Gbpsのサービス(ハイパーファミリータイプ)の提供を開始しておりますが、本年10月に公表された接続約款の申請概要によると、11月以降100Mbps(ニューファミリータイプ)の新規需要についても1Gbpsの設備に収容することを前提として設備量算定が行われております。したがって、Bフレッツを提供予定のエリアについては、GC - IC間の最小必要パスを1Gbpsとすべきと考えます。同様に、フレッツADSLのみ提供されているエリアにおいても、モデル公表後にリリースされたフレッツADSL・モア(47Mbps)等につ

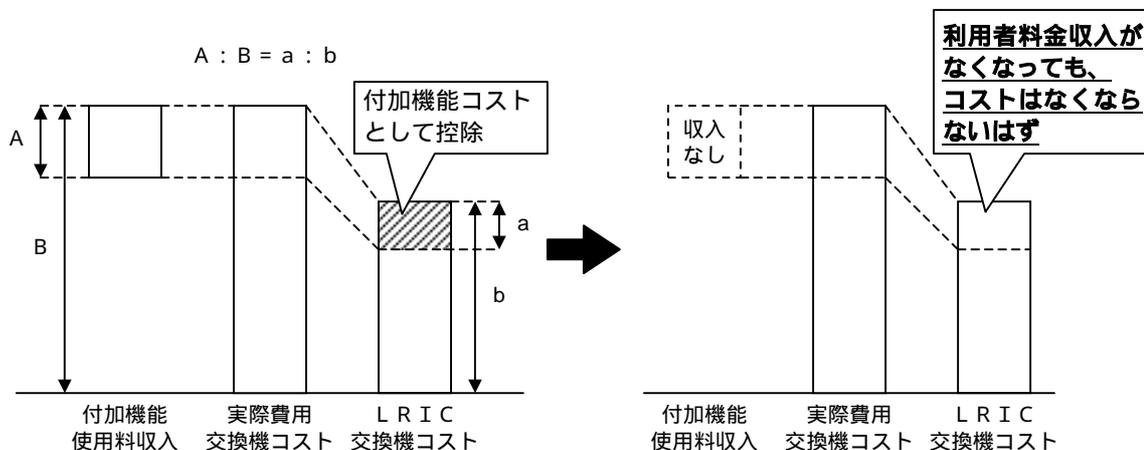
いて、GC - IC間の最小必要パスに反映すべきと考えます。



- また、LRICモデル上では、付加機能使用料収入相当額が付加機能提供に係るコストとして交換機原価から除外されております（「長期増分費用モデル研究会報告書」平成14年11月、P.128）。来年1月のNTT東西の料金改定により、付加機能使用料のうち、プッシュホン使用料が無料となりますが、入力値の時期の整合性確保の観点から、プッシュホン使用料の料金改定を入力値に反映すべきかどうか問題となるものと認識しております。これについては、以下の理由により、LRICモデル上における交換機コストへの反映は、適当でないと考えます。

本来付加機能コストとして控除すべき交換機コストが特定できないために付加機能収入相当額をコストとみなして控除しており、NTT東西殿が利用者料金を無料にしたからといって、コストがなくなるわけではない。

本付加機能に係るコストは、通話に応じて発生するものではなく回線毎に発生することから、NTSコストであり、新たなNTSコストの接続料原価への加算は、NTSコストを控除することとした本年10月の情報通信審議会答申の方向性に反する。



- ・ 以上のような問題があるにも関わらず、プッシュホン使用料の料金改定を入力値に反映させるのであれば、まずデータ系サービスに係る入力値の見直しを行うべきと考えます。

附則

12 平成二十年三月三十一日までの間、事業者は、自らが持株会社の子会社であって、かつ、当該持株会社の他の子会社として他の事業者が存在する場合は、第四条の表二の項、四の項、五の項、六の項（光信号伝送機能を除く）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び通信量等を当該他の事業者のものと同額と合算して算定するものとする。

- ・ 本規定は、本年10月の情報通信審議会答申に基づいた、東西均一の接続料を維持するための規定と認識しております。しかしながら、弊社としては、以下の理由により、東西均一接続料を維持すべきではないと考えます。

地域会社を東西に分割することにより、各社のヤードスティック競争を促進することを目的とした平成11年のNTT再編成の趣旨に反する。（情報通信審議会答申では、将来的に東西格差の縮小を期待することがヤードスティック競争であるかのように記述されているが、各々の地域の特性を踏まえて絶えず現状より低廉なサービスを目指して競うことがヤードスティック競争であり、長期増分費用方式により接続料に東西格差が生じたとしてもヤードスティック競争は行われるべき）接続料はコスト発生要因に基づく原価に則ったものとするのがWTO基本合意上でも謳われており、原価構造が異なるNTT東西の接続料は、当然異なるものとするべき。

本年10月の情報通信審議会答申では、東西均一接続料を維持する理由として、利用者料金に東西格差がつくことに社会的コンセンサスが得られていないことを挙げているが、そもそも社会的コンセンサスを得るには、消費者等への相応の説明が必要であり、接続料原価と利用者料金との関係等について、コスト構造の検証やその説明を十分に行いもせず、拙速に社会的コンセンサスがないとすべきではない。

- ・ 平成15年度の接続料の見直しに関する省令改正において東西均一接続料が規定された際には、「日本電信電話株式会社等に関する法律」が改正され、附則第16条に東西交付金に関する規定が追加されましたが、本規定は「東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令」において平成16年3月31日までの期限となっているものと認識しております。本省令改正案における東西均一接続料の規定の前提として、この期限の延長も検討されているものと認識しております。本規

定は接続料算定と深く関係するものであり、期限の延長に関する省令改正にあたっては、意見招請が必要であり、且つ貴審議会での検討が必要であると考えます。

## 2. その他

- ・ 今回の接続料の見直しに関する10月の情報通信審議会答申においては、従来接続料によって回収されていたトランクポート（回線収容部）のコストを接続事業者毎の個別負担とする方針が示され、現在、NTT東西殿の接続約款の改正案の意見招請がなされております。しかしながら、本省令改正案では、トランクポートのコストは交換機のコストの一部として規定されており、明確に費用が区分されておられません。個別負担化を行うのであれば、費用を明確に区分し透明性を確保する必要があると考えており、費用を区分する規定を追加していただくことを要望いたします。
- ・ またトランクポートは、接続事業者が料金設定を行う呼（基本的には、接続事業者がエンドエンドでユーザー向けサービスを提供）のみが利用する設備ではなく、NTT東西殿が料金設定を行う呼も利用するものですが、意見招請中の接続約款変更案では、トランクポート使用料がすべて接続事業者負担となっており、公平性が担保されておられません。NTT東西殿料金設定呼については、当該設備コストについて応分の負担を行うべきであり、NTT東西殿料金設定呼の負担額を算定するためのコスト分計（利用回線数比やトラヒック比等利用量に応じた配分）について、本省令に規定を追加していただくことを要望いたします。

以上